

主治医殿

学校法人東京中華学校
校長 王 東 生

小学・中学・高校 _____ 年 _____ 組 _____ 番

児童生徒氏名 _____ 生年月日(西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の者が貴院にて加療中でしたが、伝染の恐れがないと認められましたら、以下に証明をお願い致します。

.....

治 癒 証 明 書

病名 _____

罹患期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

※特記事項（連絡事項・注意事項などがありましたらご記入下さい。）

(_____)

上記疾患により当院にて加療中でしたが、治癒または感染の恐れがないと認め、登校を許可致します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所

電 話 番 号

医療機関名

医 師 名 _____ ㊟

※以下には何も記入しないで下さい

出席停止期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

校長印	副校長印	教務印	学務印	担任印	保健室印

学校感染症による出席停止について

令和5年5月8日改訂

児童生徒が「学校感染症」にかかった場合は、学校保健安全法第 19 条により、医師が感染の恐れがないと認めるまで登校できません。学校感染症と診断されましたら速やかに担任にご連絡ください。登校する際は、医師に治癒証明書を記載していただき、担任に提出してください。その提出をもって登校可能と認めます。

治癒証明書は、入学のしおりの最後に添付しています。本校ホームページの「在校生・保護者の方へ→書類ダウンロード」からも印刷が可能です。

【学校感染症一覧】

分類	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ(H5N1)(H7N9)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後(発症日を0日とする)5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後(発症日を0日とする)5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで。無症状の場合は、検査キットによる検体採取日を0日目とする。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157,O111,O26等)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎(アポロ病)	症状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	感染性胃腸炎(ノロ・ロタウイルス)、溶連菌感染症、手足口病、急性肝炎、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、带状疱疹、伝染性紅斑(りんご病)、	

※ 出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例:アタマジラミ、伝染性軟属腫(水いぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ)

※ その他、医師の診断により出席停止となる場合があります。